

1964年9月17日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時55分~午後2時52分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	安次富盛信	2番	比嘉 定 亮	3番	天 稻 久	4番	盛 正 雄
5番	石川 真 六	6番	仲 村 春 安	7番	稻 又 誠	8番	正 正 弘
8番	石 田 英 大	9番	仲 安 里 川	10番	伊 宮 佐 行	11番	真 得 行
12番	石 村 喜 永	13番	大 宮 城 昌	14番	伊 宮 敏 行	15番	真 得 行
14番	仲 村 喜 永	15番	大 宮 城 昌	16番	伊 宮 敏 行	17番	真 得 行
17番	伊 佐 真 寿	18番	中 里 幸 助	19番	武 島 敏 行	20番	雄 弘 得 行
20番	仲 村 盛 光	21番	古 波 茂 次 郎				

3. 不応議員は次の通りである。

4番 安次富盛信

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春勝 助 役 具屋 真徳 総務課長 松川 正康
財政課長 奥里 登俊

7. 議会事務局の出席者

局長 宮城 光雄 書 福 照 屋 護 島 袋 真由 畑 念 善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第8、議案第42号 宜野湾市育英会定款変更について
日程第9、議案第43号 宜野湾市育英会業務承認について

議長~出席議員17名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、これより本日の会議を開きます。(午前10時55分)

議長~日程のと懇談を申し上げますので暫休憩致します。(午前10時56分)

議長~再開致します。(午前10時57分)
議案第42号、宜野湾市育英会定款変更についてを上程致します。本案について事務局長をして一応朗読せしめます。

議長~本案に対する質疑を行います。

1964年9月17日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時55分～午後2時52分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	安次富盛信	2番	比嘉定亮	3番	天稻久盛雄
5番	石川真六	6番	仲村春果	7番	天稻久盛正
8番	石田英正	9番	安里安明	10番	又賀百正
11番	石川繁	12番	大川昇	13番	伊佐眞
14番	仲村喜永	15番	宮城盛昌	16番	宮官敏
17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助	19番	武島行男
20番	仲村盛光	21番	古波蔵清次郎		

3. 不応議員は次の通りである。

4番 安次富盛信

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春勝 助 役 具屋 真徳 総務課長 松川 正義
財政課長 奥里 将俊

7. 議会事務局の出席者

局長 宮城 光雄 書記 照屋 毅 島袋 真由 知念 善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第8, 宜野湾市青英会定款変更について

日程第9, 議案第43号 宜野湾市青英会業務承認について

議長～出席議員17名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時55分)

議長～日程のご相談を申し上げたいと思いますので暫休憩致します。

(午前10時56分)

議長～再開致します。(午前10時57分)

議案第42号, 宜野湾市青英会定款変更についてを上程致します。
本案について事務局長をして一応朗読せしめます。

議長～本案に対する質疑を行います。

議長～暫休願致します。(午前10時09分)

議長～再開致します。(午前11時05分)

総務課長～本案につきましては、夫つた育英会の総会で決議されて育英会か
ら承認申請がまいつておりますので、本案件のいわゆる議事会对す
る承認を求める案件であるというふうなことになるので、内
容と致しましては、現在の14条には定款の14条137項ですが
貸費生は前条にかかげる種類により理事会の推薦により総会で選ば
つ決定すると、いわゆる理事会で推薦して、そして総会で選ばつ決
定するというふうな定款になつておりますが、この方法で行きます
と非常にこの事務に支障をきたすということと、それから今度は育
英会の理事会の任務、理事会の職務ですか。この職務の中に理事
の方は、本会の業務を立案し、その執行に当るといふことになつて
おります。そうすると育英事業というものの立場から致しますと、
貸費生を選ばつ決定して、そして貸費を行うということは、執行の
段階であると、当然定款でも理事会でもそういう執行権を与えられ
ておるので、一応理事会で決定致しましたら、すぐ貸費を開始して
そして1日も早くそういうふうな貸費の受ける必要のある人々の育
英の趣旨を一日も早く生かしていくというふうな意味から今回これ
を改正した方がいんじゃないかということも育英会の方でそれが
検討された訳であります。内容と致しましては、理事会で選ばつ決
定すると執行という分野で理事会で選ばつ決定すると、そうすると
選ばつ決定しましたら、直ちに給費或は貸費の開始が出来る訳であ
ります。その時に今度は、前項による決定がなされた時は、これを
総会に報告しなければならぬと、従来は理事会では、最終決定
やなくて候補者を選定して総会に推薦すると、総会の方で決定す
るという形を理事会で決定すると、そして理事会は総会に対してその
結果を報告するというふうな内容に変更して行けば定款を理事会の業
務取務というものと、それから育英事業の執行より敏速にその効
果的な運営をして行くというふうな意味から選ばつ決定の分野は執行
という分野でこういうふうな改正をしたいというのが育英会の考える
方の様であります。それに対していわゆる市長の方が承認を与える
訳であります。その場合に議会の一応承認を得てから市長は許
可するというふうになりますので、宜しくご審議願いたいと思いま
す。

議長～暫休願致します。(午前11時10分)

議長～再開致します。(午前11時12分)

議長～質疑もつきた様でありますので、進行したいと思いますが、よろし
ゆうございますか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定致します。

議 長～本案に対する討論を求めます。
討論もない様でございますので討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～ご異議ございませんので、討論を省略し表決を行います。議案第4号、宜野湾市青英会定款変更についてを表決に付します。原案通に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ございませんので、原案通り可決決定することに決定致します。次は議案第43号、宜野湾市青英会事業承認についてを上程致します。本案につきましては、一応事務局長をして朗読せしめます

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午前11時15分)

議 長～再開致します。(午前11時26分)

5 番～64会計年度の収支計算書、この収入の部に償還金255ドルとなつておりますが、この中には、元金も利息も含まれている訳ですか

総務課長～そうでございます。

5 番～その上に書かれている損益計算書の貸付利息17.74セント、それはこの255ドルの中に含まれていますか。

総務課長～ちよつと待つて下さい。

5 番～損益計算書の収益の部、その貸付利息17.74セントは、収支計算書の収入の部の償還金255ドルの中に含まれている訳です。預金利息76.49セントはある訳ですが、償還金となつているから、元利、これは総計して償還金にしてある訳ですが、償還金となつているから元利、これは総計して償還金につしてある訳ですか。それともう一つは、損益計算書にもそうなつておりますし、又65会計年度の収支予定書にもそうなつておりますが、会議費消耗品雑費は全部ゼロになつておりますが、これは会議運営の場合には、記録その他いろいろないわゆるそのために書類というの必要だと思われるんですが、名々自分の家から持つて来て使つている訳ですか。この名よ取の方達は運営のために1セントも使つてないという会はどうか

ふうには運営されておりますか。記録というのも一つのそういう機関
でありませうからには、公式記録もあるはずですが、まさか。べにや
板に書いてある訳じゃないはずですが、その二つの点を一つを説明
願います。

議 長～暫休憩致します。(午前11時30分)

議 長～再開致します。(午後12時15分)

議案第43号につきましては、他に質疑もない様でございますので
質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長～御異議ございませんので、質疑を打切ることに致します。

議 長～本案に対する討論を求めます。

討論もない様でございますので、討論を省略することに御異議ござ
いませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので討論を省略して表決に付します。議案第43
号宜野湾市青英会業務承認についてを表決に付します。原案通り承認
することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ございませんので、原案通り承認することに決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後12時16分)

議 長～再開致します。(午後2時25分)

議 長～暫休憩致します。(午後2時~~26~~²⁶分)

議 長～再開致します。(午後2時50分)

休憩中にお話し合い申しました様に日程の追加を致します。日程の
第8に陳情第9号取引銀行の指定に関する陳情についてを追加致し
ます。それと一般質問は同18日まで提出してもらおう様にお願
致します。予定は21日に一般質問から質問を符いたいと申します
ので18日まで御提出お願い致します。本日の全日程が終了致し
ますのでこれをもちまして本日の会議を閉じることに致します。尚
次は21の月曜日午前10時から再開致します。

議 長～***散 会*** (午後2時52分)

ふうに運営されておりますか。記録というのも一つのそういう機関でありますからには、公式記録もあるはずですが、まさか、べにや板に書いている訳じやないはずですが、その二つの点を一つご説明願います。

議 長～暫休憩致します。(午前11時30分)

議 長～再開致します。(午後12時15分)
議案第43号につきましては、他に質疑もない様でございますので
質疑を打切ることにより御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長～御異議ございませんので、質疑を打切ることにより致します。

議 長～本案に対する討論を求めます。
討論もない様でございますので、討論を省略することにより御異議ござ
いせんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので討論を省略して表決に付します。議案第43
号宜野湾市青英会業務承認についてを表決に付します。原案通り承認
することに御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ございませんので、原案通り承認することに決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後12時16分)

議 長～再開致します。(午後2時25分)

議 長～暫休憩致します。(午後2時~~26~~分)

議 長～再開致します。(午後2時50分)
休憩中にお話し合い申しました様に日程の追加を致します。日程の
第8に陳情第9号取引銀行の指定に関する陳情についてを追加致し
ます。それと一般質問は明18日までに提出してもらう様にお願い
致します。予定は21日に一般質問から質問を行いたいと思っております
ので18日までに御提出お願い致します。本日の全日程が終了致し
ますのでこれもちまして本日の会議を閉じることにより致します。尚
次は21の月曜日午前10時から再開致します。

議 長～***散会***(午後2時52分)